

## 技術鑑定業務とは

裁判所、損害保険会社、弁護士から係争問題に係る技術面問題の解決。

裁判での係争問題の技術的解決に必要な鑑定書の作成。

損害保険会社の保険金支払いに係る事故原因の究明と報告書作成。

辯護士から、裁判に係る技術面の鑑定、個人間の係争に係る意見書の作成。

### 頼んで安心

経験豊かな技術士群が問題を解決します。

機械、電気電子、化学、繊維、金属、建設、上下水道、衛生工学、森林、水産、農業、経営工学、情報工学、応用理学、環境、原子力・放射線の幅広い専門家を有します。  
課題により、複数の技術士（プロジェクトチームを結成）が対応します。

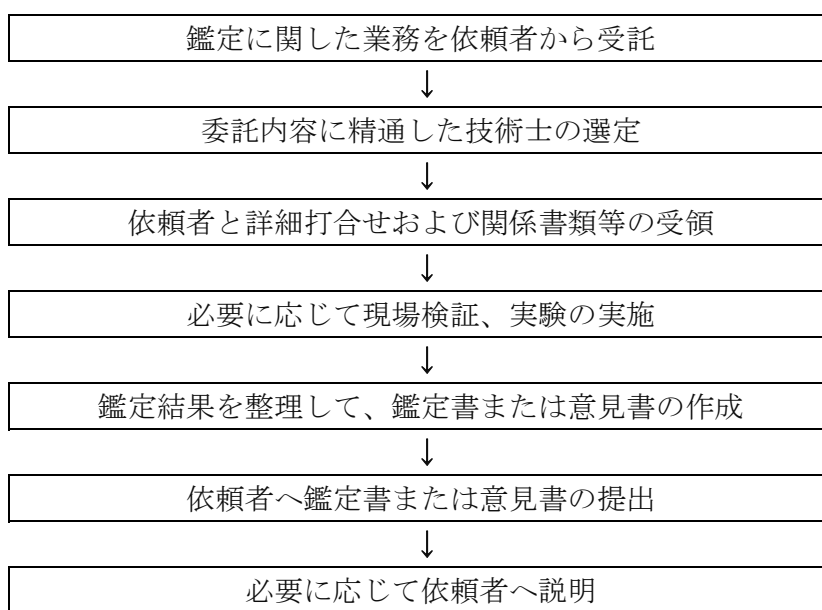
### 任せて安心

鑑定結果が依頼者以外に漏れることはありません。技術士法第 44 条（信用失墜行為の禁止）、第 45 条（秘密保持義務）、第 59 条（罰則等に定められた秘密保持の順守規定）により外部に漏れることはありません。

関係書類の逸散防止

鑑定書、意見書等作成のためにお預かりした書類一式は終了後依頼者に返却します。

### 鑑定業務は以下の流れによって遂行します



<技術鑑定>

裁判関連の主な業務実績

損保関係で対応した事例

技術鑑定でお困りの折はご相談下さい。

窓口：科学・技術普及委員会 E-mail:504@otpea.or.jp